

ディスポーザ排水処理システム申請等
手 引 書

令和8年3月

柏市 上下水道局 給排水課

○ディスポーザ排水処理システムの設置・使用される方々へ

1 はじめに

柏市においては、公共下水道に接続するディスポーザ排水処理システムに関する取扱について、「柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」（以下「要綱」という。）を制定しています。

ディスポーザ排水処理システムの設置を検討、使用等されている市民及び事業者の方々におかれましては、要綱の趣旨を十分ご理解の上、公共下水道の適正な維持管理に関してご協力いただきますようお願い申し上げます。

2 設置を認めているディスポーザについて

本市において、設置を認めているディスポーザ排水処理システムは次のとおりです。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月改定版）」に適合し、協会の製品認証を受けたもの。（以下「製品認証」という。）
- (2) 上記のディスポーザ排水処理システムについて、設置後、適正に維持管理ができるもの。なお、排水処理部が設置されていない、単体ディスポーザに関しては、下水道管渠、終末処理場等への影響が大きいことから、これらに関しては、設置はできませんので、上記のディスポーザ排水処理システムを設置するようにしてください。

3 ディスポーザ排水処理システムの設置等に関する手続について

ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、柏市排水設備指定工事店から排水設備計画確認申請書と併せて、維持管理計画書等の届出等が必要になります。

・ディスポーザ排水処理システム関係書類（提出部数は各書類1部ずつ提出してください）

[1] 設置時に提出する書類（※排水設備計画確認申請書と併せて申請する）

項 目	書 類 及 び 図 面
1 一般事項に関する書類	ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画概要書（第1号様式）
	製品認証を受けた旨の書面の写し
	設置場所案内図
	建築部配置図
	排水設備設計図
2 設置施設の仕様	ディスポーザ部仕様書の写し
	排水処理部仕様書の写し
	算定根拠
3 設置施設の維持管理計画に関する書類	点検項目
	保守点検記録表
4 その他	維持管理業務委託契約書（写）又は維持管理業務委託契約確約書（第2号様式）
	承継確約書（第3号様式）
	その他、上下水道事業管理者が必要と認める書類又は図面（上下水道局の指示による）

[2] 工事完了前に計画に変更があった場合に提出する書類

項 目	書 類 及 び 図 面
5 計画の変更	ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画変更届（第4号様式）
	設置時に提出した書類のうち、変更のあった書類又は図面

[3] 工事完了前に計画が廃止になった場合に提出する書類

項 目	書 類 及 び 図 面
6 計画の廃止	ディスポーザ排水処理システム計画廃止届（第5号様式）

[4] 設置工事が完了した場合に提出する書類（※排水設備工事完了届と併せて申請する）

項 目	書 類 及 び 図 面
7 設置工事の完了	ディスポーザ排水処理システム設置工事完了届（第6号様式）

[5] 設置後、維持管理の内容に変更があった場合に提出する書類

項 目	書 類 及 び 図 面
8 設置後の維持管理 の変更	ディスポーザ排水処理システム維持管理変更届（第7号様式）
	設置時に提出した書類のうち、変更のあった書類又は図面

4 設置後の維持管理について

ディスポーザ排水処理システムについては、協会の製品認証を受けたものであれば、適切な維持管理を行っている限り、公共下水道へ接続しても影響は少ないものと判断しております。しかし、適切な維持管理が行われないと、設置当初の機能が損なわれ、宅地内の排水設備の配管や、公共下水道の管渠で閉塞を起こす場合や、処理水の悪化に関しては、終末処理場等への維持管理に大きな影響を与える恐れがあります。設置後のディスポーザ排水処理システムの維持管理に関しては、専門の維持管理業者へ保守等を委託し、適正な維持管理に努めてください。なお、維持管理業者で行った定期点検、水質測定、汚泥等の処分等に関する保守点検記録表に関しては、維持管理業者からの報告のあった日から3年間保管することをお願いします。（当該ディスポーザ排水処理システムが原因等で公共下水道の機能が損なわれていると認められている場合などにおいては、保守点検記録表の写しの提出を求める場合があります。また、管渠の損傷等においては、下水道法に基づく損傷負担金の請求や、罰則の対象となる場合もあります。）

5 その他

維持管理に伴う汚泥等の廃棄物の処分については、関係法令等を遵守し、適正に処分するようにしてください。（詳細は市の環境部等の担当部局に確認のうえ、対応してください。）

《問い合わせ》

〒277-0025 柏市千代田一丁目2番32号

柏市 上下水道局 給排水課 04-7167-1434

○ディスポーザ排水処理システム関係書類

[1] 設置時に提出する書類 (※)

1 一般事項に関する書類

- (1) ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画概要書 (第1号様式)
- (2) 製品認証を受けた旨の書面の写し
- (3) 設置場所案内図
- (4) 建築部配置図
- (5) 排水設備設計図

2 設置施設の仕様

- (1) ディスポーザ部仕様書の写し
- (2) 排水処理部仕様書の写し
- (3) 算定根拠

3 設置施設の維持管理計画に関する書類

- (1) 点検項目
- (2) 保守点検記録表

4 その他

- (1) 維持管理業務委託契約書 (写) 又は維持管理業務委託契約確約書 (第2号様式)
- (2) 承継確約書 (第3号様式)
- (3) その他, 上下水道事業管理者が必要と認める書類又は図面 (上下水道局の指示による)

※原則, 排水設備計画確認申請書と併せて申請すること。

[2] 維持管理等計画概要書等提出後, 工事完了前に計画に変更があった場合に提出する書類

- (1) ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画変更届 (第4号様式)
- (2) 設置時に提出した書類の内, 変更のあった書類又は図面

[3] 維持管理等計画概要書等提出後, 工事完了前に計画が廃止になった場合に提出する書類

- (1) ディスポーザ排水処理システム計画廃止届 (第5号様式)

[4] 設置工事が完了した場合に提出する書類 (※)

- (1) ディスポーザ排水処理システム設置工事完了届 (第6号様式)

※原則, 排水設備工事完了届と併せて提出すること。

[5] ディスポーザ排水処理システム設置後, 維持管理の内容に変更があった場合に提出する書類

- (1) ディスポーザ排水処理システム維持管理変更届 (第7号様式)
- (2) 設置時に提出した書類の内, 変更のあった書類又は図面

[1] ディスポーザ排水処理システム申請関係様式

- (1) ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画概要書（第1号様式）
- (2) 維持管理業務委託契約確約書（第2号様式）
- (3) 承継確約書（第3号様式）
- (4) ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画変更届（第4号様式）
- (5) ディスポーザ排水処理システム計画廃止届（第5号様式）
- (6) ディスポーザ排水処理システム設置工事完了届（第6号様式）
- (7) ディスポーザ排水処理システム維持管理変更届（第7号様式）

[2] 柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出者 住所
 (設置者) 氏名
 電話番号 ()

ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画概要書

柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第3条第1項の規定により、次のとおり届出します。

[1] 一 般 事 項

1. 設置場所	柏 市			
2. 製品認証を受けたものの名称等	・認証日 : 年 月 日 ・認証番号 : ・名称 : ・認証を受けたメーカー名 : ・製品認証書の写し : 別添のとおり			
	・メーカーの担当者氏名 : 及び連絡先 電話 ()			
3. 設 置 数 量	ディスポーザ部	基	排水処理部	基
4. 工 程	・着工予定年月日: 年 月 日 ・完了予定年月日: 年 月 日 ・使用開始予定年月日: 年 月 日			
5. 施 工 業 者 (柏市排水設備指定工事店)	電話 ()			
6. 施工業者 (ディスポーザ排水処理システム部)	ディスポーザ部	電話 ()		
	排水配管部	電話 ()		
	排水処理部	電話 ()		
7. 維持管理事業者	ディスポーザ部	電話 ()		
	排水配管部	電話 ()		
	排水処理部	電話 ()		
8. 設置場所案内図	別添のとおり			
9. 建築部配置図	別添のとおり			
10. 排水設備設計図	別添のとおり			

[2] 設置施設の仕様

1. ディスポーザ部	<ul style="list-style-type: none"> ・形式： ・製造： ・品番：
	・仕様書の写し：別添のとおり
2. 排水処理部	<ul style="list-style-type: none"> ・設計人員：人 ・設計生ごみ量：kg/日 ・計画汚水水量：m³/日
	・仕様書の写し：別添のとおり
3. 算定根拠	別添のとおり

[3] 設置施設の維持管理計画

1. 処理水質 (設計条件)		<ul style="list-style-type: none"> ・BOD：mg/L未満 ・SS：mg/L未満 ・n-ヘキサン抽出物質：mg/L以下 										
2. 維持管理体制	保守点検内容及び維持管理頻度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ディスポーザ部</th> <th>排水配管部</th> <th>排水処理部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の点検整備の頻度 (回 / 年) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・配管内の点検の頻度 (回 / 年) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の頻度 (回 / 年) </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃の頻度 (回 / 年) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査の頻度 (回 / 年) ・汚泥引抜の頻度 (回 / 年) </td> </tr> </tbody> </table>	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の点検整備の頻度 (回 / 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管内の点検の頻度 (回 / 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の頻度 (回 / 年) 		<ul style="list-style-type: none"> ・清掃の頻度 (回 / 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査の頻度 (回 / 年) ・汚泥引抜の頻度 (回 / 年) 	
		ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部								
		<ul style="list-style-type: none"> ・機器の点検整備の頻度 (回 / 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管内の点検の頻度 (回 / 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の頻度 (回 / 年) 								
	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃の頻度 (回 / 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査の頻度 (回 / 年) ・汚泥引抜の頻度 (回 / 年) 										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>点検主部</th> <th>ディスポーザ部</th> <th>排水配管部</th> <th>排水処理部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検項目</td> <td>別添のとおり</td> <td>別添のとおり</td> <td>別添のとおり</td> </tr> <tr> <td>保守点検記録表</td> <td>別添のとおり</td> <td>別添のとおり</td> <td>別添のとおり</td> </tr> </tbody> </table>	点検主部	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部	点検項目	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	保守点検記録表	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
点検主部	ディスポーザ部	排水配管部	排水処理部									
点検項目	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり									
保守点検記録表	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり									
4. その他	維持管理業務委託契約書(写) 維持管理業務委託契約確約書	別添のとおり										
	承継確約書	別添のとおり										

- ・維持管理に関する保守点検記録は、3年間保存すること。
- ・市から維持管理に関して報告を求められたときは、その資料を提出すること。

当該申請に関する担当者氏名及び連絡先	住所：
	担当者氏名： 電話 ()

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出者 住所
(設置者) 氏名 印
電話番号 ()

維持管理業務委託契約確約書

下記の場所に設置するディスポーザ排水処理システムについて、柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第3条の規定に基づき、維持管理事業者との間において、維持管理業務委託契約を締結し次第、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は届出者が、責任をもって維持管理を行なうことを確約します。

記

1 設置場所

柏市

2 ディスポーザ排水処理システムの仕様

- (1) 認証日 : 年 月 日
(2) 認証番号 :
(3) 名称 :
(4) 認証を受けたメーカー名 :
(5) 設置数量
(ディスポーザ部 : 基・排水処理部 基)

当該申請に関する担当者氏名 及び連絡先	住所 : 担当者氏名 : 電話 ()
------------------------	------------------------

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出者 住所
(設置者) 氏名 印
電話番号 ()

承継確約書

下記の場所に設置するディスポーザ排水処理システムについて、当該ディスポーザ排水処理システムを譲渡する場合、その者に対して、柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第6条の趣旨を遵守し、当該ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理について説明を行うことを確約します。

記

1 設置場所

柏市

2 ディスポーザ排水処理システムの仕様

- (1) 認証日 : 年 月 日
(2) 認証番号 :
(3) 名称 :
(4) 認証を受けたメーカー名 :
(5) 設置数量
(ディスポーザ部 : 基・排水処理部 基)

当該申請に関する担当者氏名 及び連絡先	住所 : 担当者氏名 : 電話 ()
------------------------	------------------------

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出者 住所
 (設置者) 氏名
 電話番号 ()

ディスポーザ排水処理システム維持管理等計画変更届

ディスポーザ排水処理システムの計画に変更が生じたので、柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第3条第4項の規定により、次のとおり届出します。

[1] 排水設備計画確認申請書の概要

・設置場所	柏市	
・確認通知日及び確認番号	年 月 日	No
・柏市排水設備指定工事店名		

[2] 計画変更の内容(※)

[ア] 一般事項

項	目	該当項目	変更前	変更後
1. 製品認証 を受けた ものの 名称等	・認証日	<input type="checkbox"/>	年 月 日	年 月 日
	・認証番号	<input type="checkbox"/>		
	・名称	<input type="checkbox"/>		
	・認証を受けたメーカー名	<input type="checkbox"/>		
	・メーカーの担当者氏名 及び連絡先	<input type="checkbox"/>	電話 ()	電話 ()
2. 設置数量	・ディスポーザ部	<input type="checkbox"/>	基	基
	・排水処理部	<input type="checkbox"/>	基	基
3. 工程	・着工予定年月日	<input type="checkbox"/>	年 月 日	年 月 日
	・完了予定年月日	<input type="checkbox"/>	年 月 日	年 月 日
	・使用開始予定年月日	<input type="checkbox"/>	年 月 日	年 月 日

項 目	該当項目	変更前	変更後
4. 施工業者 (柏市排水設備指定工事店)	<input type="checkbox"/>		
5. 施工業者 (ディスポーザ排水処理システム部)	・ディスポーザ部	<input type="checkbox"/>	電話 ()
	・排水配管部	<input type="checkbox"/>	電話 ()
	・排水処理部	<input type="checkbox"/>	電話 ()
6. 維持管理事業者	・ディスポーザ部	<input type="checkbox"/>	電話 ()
	・排水配管部	<input type="checkbox"/>	電話 ()
	・排水処理部	<input type="checkbox"/>	電話 ()
7. 建築部配置図	<input type="checkbox"/>		別添のとおり
8. 排水設備設計図	<input type="checkbox"/>		別添のとおり

[イ] 設置施設の仕様

項 目	該当項目	変更前	変更後
1. ディスポーザ部	・形式	<input type="checkbox"/>	
	・製造	<input type="checkbox"/>	
	・品番	<input type="checkbox"/>	
	・仕様書の写し	<input type="checkbox"/>	別添のとおり
2. 排水処理部	・設計人員 (人)	<input type="checkbox"/>	
	・設計生ごみ量 (kg/日)	<input type="checkbox"/>	
	・計画汚水水量 (m ³ /日)	<input type="checkbox"/>	
	・仕様書の写し	<input type="checkbox"/>	別添のとおり
3. 算定根拠	<input type="checkbox"/>		別添のとおり

[ウ] 設置施設の維持管理計画

項 目		該当項目	変更前	変更後		
1. 処理水質	・ B O D (mg/L 未満)	<input type="checkbox"/>				
	・ S S (mg/L 未満)	<input type="checkbox"/>				
	・ n-ヘキサン抽出物質 (mg/L 以下)	<input type="checkbox"/>				
2. 維持 管理 体制	保守点検 内容及び 維持管理 頻度	・ ディスポーザ部 ・ 機器の点検整備 の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年	
		・ 排水配管部	・ 配管内の点検の 頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
			・ 清掃の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
		・ 排水処理部	・ 定期点検の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
			・ 水質検査の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
			・ 汚泥抜の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
3. 点検項目	・ 点検項目	・ ディスポーザ部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
		・ 排水配管部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
		・ 排水処理部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
	・ 保守点検記録表	・ ディスポーザ部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
		・ 排水配管部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
		・ 排水処理部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	

※ 該当する項目を塗りつぶして、変更前及び変更後の内容を記載すること。また、設置時に提出した書類又は図面を変更した場合は、変更後の当該書類を添付すること。

当該申請に関する担当者氏名 及び連絡先	住所： 担当者氏名： 電話 ()
------------------------	----------------------

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出者 住所
(設置者) 氏名
電話番号 ()

ディスポーザ排水処理システム計画廃止届

ディスポーザ排水処理システムの計画を廃止したので、柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第3条第5項の規定により、次のとおり届出します。

[1] 排水設備計画確認申請書の概要

・設置場所	柏市		
・確認通知日及び確認番号	年 月 日	No	
・柏市排水設備指定工事店名			

[2] ディスポーザ排水処理システムの仕様

・認証日	年 月 日			
・認証番号				
・名称				
・認証を受けたメーカー名				
・設置数量	ディスポーザ部	基	排水処理部	基

[3] 計画の廃止の理由

--

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出者 住所
 (設置者) 氏名
 電話番号 ()

ディスポーザ排水処理システム設置工事完了届

ディスポーザ排水処理システムの設置工事が完了しましたので、柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届出します。

[1] 排水設備計画確認申請書の概要

・設置場所	柏市		
・確認通知日及び確認番号	年 月 日	No	
・柏市排水設備指定工事店名			

[2] ディスポーザ排水処理システムの仕様

・認 証 日	年 月 日			
・認 証 番 号				
・名 称				
・認証を受けたメーカー名				
・設置数量	ディスポーザ部	基	排水処理部	基

[3] 工事完了年月日等

工事完了年月日	年 月 日
当該申請に関する担当者氏名及び連絡先	・住所： ・担当者氏名： ・電話： ()

柏市上下水道事業管理者 宛て

届出者 住所
氏名
電話番号 ()

ディスポーザ排水処理システム維持管理変更届

ディスポーザ排水処理システムの維持管理内容に変更が生じたので、柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条第3項の規定により、次のとおり届出します。

[1] 排水設備の概要

・設置場所	柏市		
・設置当時の届出者（設置者）の氏名	住所 :		
	氏名 :		
	電話番号 :	()	
・排水設備工事を施工した柏市排水設備指定工事店名			
・確認通知日及び確認番号	年 月 日	No	
・排水設備工事の完了検査日及び排水設備検査済番号	年 月 日	No	

[2] ディスポーザ排水処理システムの仕様

・認 証 日	年 月 日			
・認 証 番 号				
・名 称				
・認証を受けたメーカー名				
・設置数量	ディスポーザ部	基	排水処理部	基

維持管理事業者の連絡先及び担当者氏名	・住所： ・氏名： ・電話： () ・担当者氏名：
--------------------	-------------------------------------

[3] 設置施設の維持管理計画の変更の内容 (※)

項		目	該当項目	変更前	変更後	
1. 維持管理事業者	・ ディスポーザ部		<input type="checkbox"/>	電話 ()	電話 ()	
	・ 排水配管部		<input type="checkbox"/>	電話 ()	電話 ()	
	・ 排水処理部		<input type="checkbox"/>	電話 ()	電話 ()	
2. 処理水質	・ BOD (mg/L 未満)		<input type="checkbox"/>			
	・ S S (mg/L 未満)		<input type="checkbox"/>			
	・ n-ヘキサン抽出物質 (mg/L 以下)		<input type="checkbox"/>			
3. 維持管理体制	保守点検内容及び維持管理頻度	・ ディスポーザ部	・ 機器の点検整備の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
		・ 排水配管部	・ 配管内の点検の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
			・ 清掃の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
		・ 排水処理部	・ 定期点検の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
			・ 水質検査の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
			・ 汚泥引抜の頻度	<input type="checkbox"/>	回/年	回/年
4. 点検項目	・ 点検項目	・ ディスポーザ部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
		・ 排水配管部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
		・ 排水処理部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
	・ 保守点検記録表	・ ディスポーザ部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
		・ 排水配管部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	
		・ 排水処理部	<input type="checkbox"/>		別添のとおり	

※ 該当する項目を塗りつぶして、変更前及び変更後の内容を記載すること。また、設置時に提出した書類又は図面を変更した場合は、変更後の当該書類を添付すること。

柏市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

制定 令和 4年 4月 1日

施行 令和 4年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システムの設置者又は使用者に対し、ディスポーザ排水処理システムの維持管理その他必要な事項について指導を行うことにより、公共下水道の機能及び構造の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ排水処理システム ディスポーザ部（生ごみを破砕する部位）で破砕した生ごみを含む排水を、排水処理部で処理してから公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月改定版）」に適合し、協会から製品認証を受けたもの。
- (2) 設置者 当該ディスポーザ排水処理システムを設置する者をいう。
- (3) 使用者 当該ディスポーザ排水処理システムを使用して下水を排除し、維持管理に関して最終的に責任を負う者であり、戸建住宅の所有者又は賃借人、賃貸集合住宅の所有者、分譲集合住宅の所有者又は管理組合等の代表者をいう。
- (4) 管理組合等 前号の使用者に代わって維持管理を行う者をいう。
- (5) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道をいう。

(計画の提出等に関する指導)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、設置

者が、ディスポーザ排水処理システムを設置しようとするときは、当該ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理に係る計画（以下「計画」という。）を作成し、柏市下水道条例（昭和48年柏市条例第30号）第5条の規定による排水設備の新設等の計画に係る確認の申請を行う日までに当該計画の内容を記載した第1号から第5号までに掲げる書類及び図面に第6号から第10号までに掲げる書類及び図面を添付して管理者に提出するよう指導するものとする。

(1) 維持管理等計画概要書

(2) 設置場所の案内図

(3) 建築部配置図

(4) 排水設備設計図

(5) 維持管理計画書

(6) 製品認証を受けた旨の書面の写し

(7) ディスポーザ排水処理システムに係る仕様書の写し

(8) ディスポーザ排水処理システムの維持管理に係る業務委託契約書（以下「契約書」という。）の写し又は維持管理業務委託契約確約書

(9) 承継確約書

(10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類又は図面

2 前項第8号の維持管理業務委託契約確約書は、設置者がディスポーザ排水処理システムの維持管理に係る業務委託契約を締結した場合に速やかに契約書の写しを提出することを管理者に確約する旨の書面とする。

3 第1項第9号の承継確約書は、設置者が第6条の規定による説明を行うことを管理者に確約する旨の書面とする。

4 管理者は、設置者が、計画を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更届に第1項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付して管理者に提出するよう指導するものとする。

5 管理者は、設置者が、計画を廃止したときは、速やかに計画廃止届を管理者に提出するよう指導するものとする。

(設置の完了の報告に関する指導)

第4条 管理者は、設置者が、ディスポーザ排水処理システムの設置の工事を完了したときは、速やかに工事完了届を管理者に提出するよう指導するものとする。

(維持管理に関する指導)

第5条 管理者は、前条の規定による工事完了届の提出があったとき又は必要があると認めるときは、使用者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

(1) 計画に基づき、ディスポーザ排水処理システムの維持管理を適切に行うこと。

(2) ディスポーザ排水処理システムの維持管理のうち、自らが適切に行うことが困難なものについては、当該維持管理を適切に行うことができる能力又は資格を有する者（以下「維持管理事業者」という。）に委託すること。

(3) 前号の規定により維持管理事業者にディスポーザ排水処理システムの維持管理を委託した場合にあっては、維持管理事業者が行った当該維持管理の内容について報告をさせるとともに、当該報告があった日から3年間当該報告に係る書類（以下「報告書」という。）を保存すること。

2 管理者は、設置者が、第3条第1項各号に掲げる書類及び図面の全部又は一部を管理者に提出していないときは、使用者に対し、速やかに提出されていない書類又は図面を管理者に提出するよう指導するものとする。

3 管理者は、使用者が、計画（ディスポーザ排水処理システムの維持管理に係る部分に限る。）を変更をしようとするときは、あらかじめ維持管理変更届に第3条第1項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付して管理者に提出するよう指導するものとする。

4 管理者は、公共下水道の機能及び構造の保全を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、報告書の写しを管理者に提出するよう指導するものとする。

(譲渡の際の説明に関する指導)

第6条 管理者は、使用者が当該ディスポーザ排水処理システムを

他の者に譲渡しようとするときは，当該譲渡をする際に，その者に対し前条第1項各号に掲げる事項を遵守することを説明するよう指導するものとする。

（立入調査等）

第7条 管理者は，ディスポーザ排水処理システムの新設，増設及び改築並びに維持管理について必要と判断したときは，使用者に対して下水道法（昭和33年法律第79号）第13条に基づく立入調査を行うことができる。

2 使用者は，前項の調査に協力しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

《問い合わせ》

〒277-0025 柏市千代田一丁目2番32号

柏市 上下水道局 給排水課 04-7167-1434